

派遣スタッフの皆様へ

派遣法第23条第5項に基づき弊社の労働者派遣事業(対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日)の状況に関する情報をご提供いたします。

事業所名称	株式会社 ソラスト 浜松オフィス
事業所所在地	静岡県浜松市中区板屋町 1 1 1-2 浜松アクタワー 1 1 F

①派遣労働者数 (2025年6月1日付)	77	人
②派遣先事業所数 (2024年度実績)	18	件

③2024年度労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均	15,173	円
④2024年度派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均	9,777	円
⑤マージン率 ※上記の(③-④)÷③ 小数点第2位以下を四捨五入	35.6	%

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要なとなる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。
派遣労働者の賃金以外に必要なとなる経費には、主に以下のようなものがあります。

・派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

※賃金に対する事業主負担は、労災保険0.24%、雇用保険0.95%、健康保険4.99%、厚生年金保険9.15%（2024年4月1日現在）

これらが派遣料金全体に占める負担は合計15.33%（介護保険0.8%を負担する場合、合計16.13%）となります。

・派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

・募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要なとなる募集広告費、教育訓練に係る費用、福利厚生費などの費用

・その他経費

営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済
- ・労使協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリア支援制度については下記のとおりとなっております。

①キャリア・コンサルティング相談窓口

窓口の開設方法	キャリア・コンサルティングを行う場所
事業所内に設置	浜松オフィス内の面談室
電話での相談窓口	電話番号 053-455-1051

②キャリア・アップに資する教育訓練の計画（当社eラーニングシステム：テラススタジオにてコンテンツ公開）

キャリア・アップ措置の種別		対象となる派遣労働者の種別		1人あたり年間平均実施時間 (時間)			訓練方法 (OJT・OFF-JT の区分)	費用負担 (無償・有償 の区分)	賃金支給 (有給・無給 の区分)
1.入職時等基礎的訓練 2.職能別訓練 3.職種転換訓練 4.階層別訓練 5.その他		1.雇入時 2.派遣中 3.待機中 4.入社●年目（階層別訓練のみ） 5.その他		1年目	2年目	3年目 以降			
具体的な教育訓練		対象労働者							
1	新入社員研修	1	派遣社員全員	10			OFF-JT	無償	有給
2	個人情報・情報セキュリティトレーニング (反復)	4	派遣社員全員	4	4	4	OFF-JT	無償	有給
4	2年目受講コンテンツ (コンプライアンス、接遇、スキルアップ)	4	入社2年目以降		4		OFF-JT	無償	有給
4	3年目受講コンテンツ (コンプライアンス、接遇、スキルアップ、エルダー 養成講座)	4	入社3年目以降			4	OFF-JT	無償	有給